

○山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例

平成 17 年 2 月 11 日

条例第 36 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 6 項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(1 週間の勤務時間)

第 2 条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の 1 週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。

3 地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員で同法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。

5 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前 3 項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、町長の承認を得て別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月

曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、町長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則に定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間(勤務日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間をいう。以下この条において同じ。)を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第6条 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なく

とも 1 時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。

- 2 任命権者は、1 日の勤務時間が 6 時間を超え 7 時間 45 分以下の場合において、前項によると職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、町長が定めるところにより、同項の休憩時間を 45 分以上 1 時間未満とすることができる。
- 3 第 1 項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該職場の特殊の必要がある場合において、町長が定めるところにより、一斉に与えないことができる。

#### 第 7 条 削除

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第 8 条 任命権者は、町長(労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)別表第 1 第 1 号から第 10 号まで及び第 13 号から第 15 号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長)の許可を受けて、第 2 条から第 5 条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

- 2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第 8 条の 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 任命権者は、3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第 8 条第 2 項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務

を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

- 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について23時間15分、1年について145時間20分を超えて、前条第2項に規定する勤務をさせてはならない。
- 4 第1項及び前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。
- 5 前4項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

(超勤代休時間)

- 第8条の3 任命権者は、山都町一般職の職員の給与に関する条例(平成17年山都町条例第43号。以下「給与条例」という。)第13条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「超勤代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある勤務日等(第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部及び一部を指定することができる。
- 2 前項の規定により超勤代休時間を指定された職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休日)

第 9 条 職員は、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)についても、同様とする。

(休日の代休日)

第 10 条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である第 3 条第 2 項、第 4 条又は第 5 条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(第 8 条の 3 第 1 項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日及び休日を除く。)を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休暇の種類)

第 11 条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇とする。

(年次有給休暇)

第 12 条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第 3 号に掲げる職員以外の職員 20 日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し 20 日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となるもの その年の在職期間を考慮し 20 日を超えない範囲内で規則で定める日数

(3) 当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27 年法律第 289 号)の適用を受ける職員、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12 年法律第 50 号)第 10 条第 2 項に規定する退職派遣者、特別職に属する地方公務員、山都町以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法(昭和 40 年法律第 124 号)に規定する地

方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和 45 年法律第 82 号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号)に規定する土地開発公社その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者(以下この号において「地方公営企業等労働関係法適用職員等」という。)であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他規則で定める職員 地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20 日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数

- 2 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。
- 3 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(病気休暇)

第 13 条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。この場合において、その期間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 公務により疾病にかかり、若しくは負傷し、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。)により疾病にかかり、若しくは負傷し療養を必要と認める場合 必要と認める最小限度の期間
- (2) 私傷病により療養を必要と認める場合 必要と認められる連続する 90 日以内の期間(結核性疾患にかかり長期の休養を要すると認められる場合にあっては、1 年以内の期間)

(特別休暇)

第 14 条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とする。この場合において、規則で定める特別休暇については、規則でその期間を定める。

(介護休暇)

第 15 条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが

相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 6 月の期間内において必要と認められる期間とする。
- 3 介護休暇については、給与条例第 12 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 21 条に規定する勤務時間 1 時間当たりの給与額を減額する。

(組合休暇)

第 16 条 組合休暇は、職員が任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合における休暇とする。

- 2 任命権者は、職員が登録された職員団体の規約に定める機関で規則で定めるものの構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合に限り、組合休暇を与えることができる。ただし、組合休暇は、一暦年につき 30 日を超えて与えることはできない。
- 3 組合休暇については、給与条例第 12 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第 21 条に規定する勤務時間 1 時間当たりの給与額を減額する。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇の承認)

第 17 条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇及び組合休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(臨時又は非常勤の職員の勤務時間、休暇等)

第 18 条 臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して町長の定める基準に従い、任命権者が別に定める。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の矢部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年矢部町条例第 6 号)、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年清和村条例第 10 号)若しくは職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年蘇陽町条例第 2 号)又は解散前の職員

の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(平成 7 年蘇陽町、清和村病院組合条例第 1 号)若しくは矢部町外二カ町村衛生施設組合職員の処務等に関する条例(昭和 45 年矢部町外二カ町村衛生施設組合条例第 4 号)(以下これらを「合併等前の条例」という。)の規定によりなされた承認、休暇の付与その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなし、介護休暇の期間は通算する。

- 3 この条例の施行の日前から引き続き在職する職員のこの条例の施行の日後の年次有給休暇の日数については、第 12 条の規定にかかわらず、合併等前の条例の規定による年次有給休暇の残日数とする。

附 則(平成 19 年 3 月 16 日条例第 9 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 17 日条例第 12 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 25 日条例第 24 号)

この条例は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 18 日条例第 36 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 11 日条例第 4 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 11 月 27 日条例第 29 号)抄

(施行期日)

- 第 1 条 この条例は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条及び第 3 条の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 6 月 17 日条例第 5 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条の 2 第 3 項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、請求を行うことができる。



○山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則

平成 17 年 2 月 11 日

規則第 19 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 正規の勤務時間等(第 2 条—第 5 条)
- 第 3 章 宿日直勤務及び時間外勤務(第 6 条—第 8 条の 7)
- 第 4 章 休日の代休日(第 9 条)
- 第 5 章 休暇(第 10 条—第 21 条)
- 第 6 章 雑則(第 22 条—第 24 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 17 年山都町条例第 36 号。以下「勤務時間条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 正規の勤務時間等

(特別の形態によって勤務する必要がある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準)

第 2 条 任命権者は、勤務時間条例第 4 条第 2 項本文の定めるところに従い週休日(勤務時間条例第 3 条第 1 項に規定する週休日をいう。以下同じ。)及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日(勤務時間条例第 5 条に規定する勤務日をいう。次項、次条及び第 10 条において同じ。)が引き続き 12 日を超えないようにし、かつ、1 回の勤務に割り振られる勤務時間が 16 時間を超えないようにしなければならない。

2 任命権者は、勤務時間条例第 4 条第 2 項ただし書の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。

- (1) 週休日が毎 4 週間につき 4 日以上となるようにすること。
- (2) 勤務日が引き続き 12 日を超えないこと。
- (3) 1 回の勤務に割り振られる勤務時間が 16 時間を超えないこと。

(週休日の割振等)

第 3 条 勤務時間条例第 5 条の規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする 4 週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする 8 週間後の日までの期間とする。

2 勤務時間条例第 5 条の規則で定める勤務時間は、4 時間(以下この条において

「半日勤務時間」という。)とする。

- 3 任命権者は、週休日の振替え(勤務時間条例第 5 条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。)又は半日勤務時間の割振り変更(同条の規定に基づき勤務日のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を勤務時間条例第 5 条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更(以下「週休日の振替等」という。)を行った後において、週休日が毎 4 週間につき 4 日以上となるようにし、かつ、勤務日等(勤務時間条例第 10 条に規定する勤務日等をいう。第 9 条第 1 項において同じ。)が引き続き 24 日を超えないようにしなければならない。
- 4 任命権者は、半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、第 1 項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

#### 第 4 条 削除

(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)

第 5 条 任命権者は、勤務時間条例第 3 条第 1 項ただし書の規定により週休日を設け、同条第 2 項の規定により勤務時間を割り振り、勤務時間条例第 4 条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、又は勤務時間条例第 6 条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

- 2 任命権者は、週休日の振替等を行った場合には、町長の定めるところにより、職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

#### 第 3 章 宿日直勤務及び時間外勤務

(宿日直勤務)

第 6 条 勤務時間条例第 8 条第 1 項の規則で定める継続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。

- (1) 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部等の連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務
- (2) 病院等である医療施設における入院患者の病状の急変等に対処するため行う職員の勤務
- (3) 本庁及び総合支所における災害発生に係る緊急業務に関する情報連絡等のための勤務

- 2 任命権者は、勤務時間条例第 9 条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日(以下「休日」と総称する。)又は国の行事の行われる日で国の例に準じ

町長が指定する日の正規の勤務時間において職員に前項各号に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。

第 7 条 任命権者は、職員に前条に規定する勤務を命ずる場合には、当該勤務が過度にならないように留意しなければならない。

(育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合)

第 7 条の 2 勤務時間条例第 8 条第 1 項ただし書の規則で定める場合は、第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち勤務時間条例第 2 条第 2 項に規定する育児短時間勤務職員等(以下「育児短時間勤務職員等」という。)以外の職員に当該勤務を命ずることができない場合とする。

2 勤務時間条例第 8 条第 2 項ただし書の規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第 8 条 任命権者は、勤務時間条例第 8 条第 2 項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

2 任命権者は、勤務時間条例第 8 条第 2 項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において勤務時間条例第 2 条第 3 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)及び勤務時間条例第 2 条第 4 項に規定する任期付短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)に勤務することを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限)

第 8 条の 2 勤務時間条例第 8 条の 2 第 1 項の規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 深夜において就業していない者(深夜における就業日数が 1 月について 3 日以下の者を含む。)であること。

(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

(3) 8 週間(多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)以内に出産する予定である者又は産後 8 週間を経過しない者でないこと。

2 職員は、勤務時間条例第 8 条の 2 第 1 項に基づき深夜における勤務(以下「深

夜勤務」という。)の制限を請求するときは、深夜勤務の制限を請求する一の期間(6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。)について、その初日(以下「深夜勤務制限開始日」という。)及び末日(以下「深夜勤務制限終了日」という。)とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに行うものとする。

3 前項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、公務の正常な運営を妨げるか否かについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の正常な運営を妨げる日があることが明らかとなった場合にあっては、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

4 任命権者は、第2項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第8条の3 勤務時間条例第8条の2第1項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 当該請求に係る子が死亡した場合

(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして前条第1項に定める者に該当することとなった場合

2 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、勤務時間条例第8条の2第1項の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。

3 前2項の場合において、職員は、遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の届出について準用する。

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第8条の4 前2条(前条第1項第4号を除く。)の規定は、勤務時間条例第8条の2第4項に規定する職員について準用する。この場合において、第8条の2第1項第2号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と、第8条の3第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅し

た」と、同項第 3 号中「子」とあるのは「要介護者」と読み替えるものとする。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限)

第 8 条の 5 職員は、勤務時間条例第 8 条の 2 第 2 項又は第 3 項に基づき同条例第 8 条第 2 項に規定する勤務(災害その他避けることができない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下「時間外勤務」という。)の制限を請求するときは、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日(以下「時間外勤務制限開始日」という。)及び期間(1 年又は 1 年に満たない月を単位とする期間に限る。)を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに行わなければならない。

2 勤務時間条例第 8 条の 2 第 3 項の規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 就業していない者(就業日数が 1 月について 3 日以下の者を含む。)であること。

(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

(3) 8 週間(多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)以内に出産する予定である者又は産後 8 週間を経過しない者でないこと。

3 第 1 項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、勤務時間条例第 8 条の 2 第 2 項及び第 3 項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

4 任命権者は、第 1 項の規定による請求が、当該請求があった日の翌日から起算して 1 週間を経過する日(以下「1 週間経過日」という。)前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、勤務時間条例第 8 条の 2 第 2 項及び第 3 項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から 1 週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

5 任命権者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

6 任命権者は、第 1 項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第 8 条の 6 勤務時間条例第 8 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
  - (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
  - (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
  - (4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして前条第 1 項に定める者に該当することとなった場合
- 2 時間外勤務制限開始日から起算して勤務時間条例第 8 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求については、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。
- (1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合
  - (2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合
- 3 前 2 項の場合において、職員は、遅滞なく、第 2 項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。
- 4 前条第 6 項の規定は、前項の届出について準用する。

(介護を行う職員の時間外勤務の制限)

第 8 条の 7 前 2 条(前条第 1 項第 4 号並びに第 2 項第 1 号及び第 2 号を除く。)の規定は、勤務時間条例第 8 条の 2 第 4 項に規定する職員について準用する。この場合において、第 8 条の 5 第 1 項第 2 号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と、第 8 条の 6 第 1 項第 1 号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第 2 号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第 3 号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第 2 項中「次の各号」とあるのは「前項第 1 号から第 3 号まで」と読み替えるものとする。

#### 第 4 章 休日の代休日

(代休日の指定)

- 第 9 条 勤務時間条例第 10 条第 1 項の規定に基づく代休日(同項に規定する代休日をいう。以下同じ。)の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする 8 週間後の日までの期間内であり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(休日を除く。)について行わなければならない。
- 2 任命権者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

3 代休日の指定の手續に関し必要な事項は、町長が定める。

#### 第 5 章 休暇

(年次有給休暇の日数)

第 10 条 勤務時間条例第 12 条第 1 項第 1 号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(1 日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。

- (1) 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1 週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 20 日に斉一型短時間勤務職員の 1 週間の勤務日の日数を 5 日で除して得た数を乗じて得た日数
- (2) 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。) 155 時間に勤務時間条例第 2 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7 時間 45 分を 1 日として日に換算して得た日数

第 10 条の 2 勤務時間条例第 12 条第 1 項第 2 号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

- (1) 当該年の中途において、新たに職員となるもの(次号に掲げる職員を除く。)その者の当該年における在職期間に応じ、別表第 1の日数欄に掲げる日数(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、町長が別に定める日数)(以下この条において「基本日数」という。)
- (2) 当該年において地方公営企業等労働関係法適用職員等(勤務時間条例第 12 条第 1 項第 3 号に規定する地方公営企業等労働関係法適用職員等をいう。以下この条において同じ。)となった者で、引き続き新たに職員となったもの 地方公営企業等労働関係法適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第 1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数(この号に掲げる職員が再任用職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。第 4 項において同じ。))又は任期付短時間勤務職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、町長が別に定める日数)(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

2 勤務時間条例第 12 条第 1 項第 3 号の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

(1) 国家公務員退職手当法施行令(昭和 28 年政令第 215 号)第 9 条の 2 各号に掲げる法人

(2) 前号に掲げる法人のほか、町長がこれらに準ずる法人であると認めるもの

3 勤務時間条例第 12 条第 1 項第 3 号の規則で定める職員は、当該年の前年において職員であった者であって引き続き当該年に地方公営企業等労働関係法適用職員等になり引き続き再び職員となったものとする。

4 勤務時間条例第 12 条第 1 項第 3 号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日数(同号に掲げる職員が再任用職員及び任期付短時間勤務職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、町長が別に定める日数)(その日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)とする。

(1) 当該年の初日に職員となった場合 20 日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該残日数が 20 日を超える場合にあっては、20 日)を加えて得た日数

(2) 当該年の初日後に職員になった場合 前号の日数から職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数

5 第 1 項第 2 号に掲げる職員及び前項の規定の適用を受ける職員のうち、その者の使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次有給休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、町長が別に定める日数とする。

第 10 条の 3 前 2 条の規定にかかわらず、これらに規定する年次有給休暇の日数が労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 39 条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

第 10 条の 4 前 3 条の規定にかかわらず、年の途中において 1 週間当たりの勤務時間又は 1 週間ごとの勤務日の日数の変更があった再任用職員であって、他の再任用職員との均衡を考慮する必要があると町長が認めるものの年次有給休暇の日数については、町長が別に定める日数とする。

第 10 条の 5 次の各号に掲げる場合において、1 週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては勤務時間条例第 12 条第 1 項



第 1 号又は第 2 号に掲げる日数に同条第 2 項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。

- (1) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が 1 週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務(以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務(育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務のうち、1 週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。)を終える場合 勤務形態の変更後における 1 週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における 1 週間の勤務日の日数で除して得た率
- (2) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務(以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における 1 週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における 1 週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
- (3) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における 1 週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を 7 時間 45 分とみなした場合の 1 週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

- (4) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(年次有給休暇の繰越し)

第11条 勤務時間条例第12条第2項の規則で定める日数は、一の年における年次有給休暇の20日(第10条第1項各号に掲げる職員にあっては、同項各号の規定による日数)を超えない範囲内の残日数(当該年の翌年の初日に勤務形態が変更される場合にあっては、当該残日数に前条各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める率を乗じて得た日数とし、1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数とする。)とする。

(年次有給休暇の単位)

第12条 年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。

2 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

- (1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 7時間45分
- (2) 育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間
- ア 育児休業法第10条第1項第1号 3時間55分
- イ 育児休業法第10条第1項第2号 4時間55分
- ウ 育児休業法第10条第1項第3号又は第4号 7時間45分
- (3) 斉一型短時間勤務職員(前号に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。) 勤務日ごとの勤務時間の時間数(1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)
- (4) 不斉一型短時間勤務職員(第2号に掲げる職員のうち、不斉一型短時間勤務職員を除く。) 7時間45分

(特別休暇)

第13条 勤務時間条例第14条の規則で定める場合は、次の表の事由の欄各項に掲げる場合とし、その期間は、それぞれ同表の期間の欄各項に掲げる期間とする。

項	事由	期間
1	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認	必要と認められる期間

	められるとき。	
2	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
3	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
4	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって町長が定めるものにおける活動 (3) 前2号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	一の年において 5 日の範囲内の期間
5	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	町長が定める期間内における連続する 5 日の範囲内の期間
6	女性職員が 8 週間(多胎妊娠の場合にあつては、14 週間)以内に出産する予定である場合	出産の日までの請求した期間
7	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から 8

		週間を経過する日までの期間
8	職員が生後満1年に達しない子を育てる場合	1日を通じて90分を超えない範囲内で必要と認める時間(男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、当該承認又は請求に係る時間を差し引いた時間の範囲内)。ただし、1日2回を限度とする。
9	女性職員の生理日の就業が著しく困難である場合	連続する2日の範囲内の必要と認められる期間
10	職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	出産のため病院に入院する等の日から当該出産の日後4週間を経過する日までの期間内において3日の範囲内の期間
11	職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)	当該期間内における5日の範囲内の期間

	を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	
12	小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は予防接種若しくは健康診断を受けるこの子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において 5 日の範囲内の期間(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあっては、10 日)
13	<u>勤務時間条例第 15 条第 1 項</u> に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)の介護その他介護に必要な世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において 5 日(要介護者が 2 人以上の場合にあっては、10 日)の範囲内の期間
14	職員の親族( <u>別表第 2</u> の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
15	職員が父母、配偶者及び子供の追悼のための特別な行事(その死亡後 15 年以内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 日の範囲内の期間
16	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 年の 6 月から 9 月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する 4 日の範囲内の期間
17	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	原則として連続する 7 日の範囲内の期間

18	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
19	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
20	任命権者以外の者が行う職務に関連のある講習会研修会等へ参加する場合	必要と認められる期間
21	昇任のための競争試験又は選考を受けるため出頭する場合	必要と認められる期間
22	国民体育祭、県郡民体育祭等各種競技のレクリエーションへの参加	必要と認められる期間
23	あらかじめ町長の承認を得て任命権者が定める事由に該当する場合	町長が承認した期間

(介護休暇)

第 14 条 勤務時間条例第 15 条第 1 項の規則で定める者は、次に掲げる者であって職員と同居しているものとする。

- (1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹
- (2) 職員又は配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第 2において同じ。)との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で町長が別に定めるもの

2 勤務時間条例第 15 条第 1 項の規則で定める期間は、2 週間以上の期間とする。

3 介護休暇の単位は、1 日又は 1 時間とする。

4 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 4 時間の範囲内とする。

(組合休暇)

第 15 条 勤務時間条例第 16 条第 2 項の登録された職員団体の規約に定める機関で規則で定めるものは、次に定める機関とする。

- (1) 執行機関
- (2) 監査機関
- (3) 議決機関(代議員制をとる場合に限る。)
- (4) 投票管理機関
- (5) 調査機関

(6) 諮問機関

(7) その他前各号に掲げる機関に相当する機関として町長が定めるもの

2 組合休暇の単位は、1日又は1時間とする。

(病気休暇及び特別休暇の承認等)

第16条 勤務時間条例第17条の規則で定める特別休暇は、第13条の表7の項に掲げる場合の休暇とする。

第17条 任命権者は、病気休暇又は特別休暇(前条に規定するものを除く。第19条第2項において同じ。)の請求について、勤務時間条例第13条に定める場合又は第13条の表各項に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。

(介護休暇の承認)

第18条 任命権者は、介護休暇の請求について、勤務時間条例第15条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

(年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び組合休暇の請求等)

第19条 職員は、年次有給休暇を使用するときは、その時季をあらかじめ任命権者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかつた場合には、任命権者の定めるところによる。

2 病気休暇、特別休暇又は組合休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ任命権者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかつた場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

3 第13条の表7の項に掲げる場合に該当することとなった女性職員は、その旨を速やかに任命権者に届け出るものとする。

(介護休暇の請求)

第20条 介護休暇の承認を受けようとする職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに任命権者に請求しなければならない。

2 前項の場合において、勤務時間条例第15条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

(休暇の承認の決定等)

第 21 条 第 19 条第 2 項又は前条第 1 項の請求があった場合においては、任命権者は速やかに承認するかどうを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。

2 任命権者は、病気休暇、特別休暇、介護休暇又は組合休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

#### 第 6 章 雑則

(第 2 章及び第 4 章の規定についての別段の定め)

第 22 条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第 2 条、第 3 条及び第 9 条第 1 項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、町長の承認を得て、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

(報告)

第 23 条 町長は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施状況について報告を求めることができる。

(その他)

第 24 条 この規則の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日まで、合併前の矢部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成 7 年矢部町規則第 1 号)、職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成 7 年清和村規則第 1 号)若しくは職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成 7 年蘇陽町規則第 2 号)又は解散前の職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例施行規則(平成 7 年蘇陽町、清和村病院組合規則第 1 号)(以下これらを「合併等前の規則」という。)の規定によりなされた承認その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなし、特別休暇のうち期間の定めのあるものは通算する。

3 この規則の施行の前日から引き続き在職する職員のこの規則の施行の日後の年次有給休暇の日数については、この規則の規定にかかわらず、合併等前の規則の規定による年次有給休暇の残日数とする。

附 則(平成 17 年 9 月 27 日規則第 120 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 17 号)



この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 22 日規則第 10 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 24 日規則第 5 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 16 日規則第 23 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 26 日規則第 6 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 5 月 26 日規則第 9 号)

この規則は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 6 月 17 日規則第 6 号)

この規則は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

別表第 1(第 10 条の 2 関係)

在職期間	日数
1 月に達するまでの期間	2 日
1 月を超え 2 月に達するまでの期間	3 日
2 月を超え 3 月に達するまでの期間	5 日
3 月を超え 4 月に達するまでの期間	7 日
4 月を超え 5 月に達するまでの期間	8 日
5 月を超え 6 月に達するまでの期間	10 日
6 月を超え 7 月に達するまでの期間	12 日
7 月を超え 8 月に達するまでの期間	13 日
8 月を超え 9 月に達するまでの期間	15 日
9 月を超え 10 月に達するまでの期間	17 日
10 月を超え 11 月に達するまでの期間	18 日
11 月を超え 1 年未満の期間	20 日

別表第 2(第 13 条、第 14 条関係)

親族	日数
配偶者	7 日
血族 1 親等の直系尊属(父母)	7 日

	1 親等の直系卑属(子)	7 日
	2 親等の直系尊属(祖父母)	3 日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日)
	2 親等の直系卑属(孫)	1 日
	2 親等の傍系者(兄弟姉妹)	3 日
	3 親等の傍系尊属(伯叔父母)	1 日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日)
姻族	1 親等の直系尊属(父母の配偶者又は配偶者の父母)	3 日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、7 日)
	1 親等の直系卑属(子の配偶者又は配偶者の子)	1 日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、5 日)
	2 親等の直系尊属(祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母)	1 日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、3 日)
	2 親等の傍系者(兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹)	1 日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、3 日)
	3 親等の傍系尊属(伯叔父母の配偶者。ただし、配偶者の伯叔父母を除く。)	1 日